

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 同乗者負傷 |
| 発生日時 | 令和3年4月17日 16時20分ごろ |
| 発生場所 | 山口県岩国市門前川河口付近 由宇港由宇1号防波堤灯台から真方位007° 4.5海里付近 (概位 北緯34° 07.1' 東経132° 13.9') |
| 事故の概要 | プレジャーボート HANABUSA は、揚錨中、同乗者が負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年7月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | プレジャーボート HANABUSA、3.4トン YG3-63398（漁船登録番号）、個人所有 第291-33719号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型 |
| 負傷者 | 軽傷 1人（同乗者A） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せて、門前川河口付近に錨泊後、釣り場を移動しようと操舵室にいた船長が機関を始動し、船首部にいた同乗者Aが船首部の巻上機を起動して揚錨を開始した。</p> <p>同乗者Aは、ゴム製の手袋を着用して、船首部にある巻上機のローラー（以下「本件ローラー」という。）の右舷側に立って腰を屈め、本件ローラーから船尾方に出された錨索を、船尾方の甲板上に絡まないように順次上方に重ねていた。</p> <p>同乗者Aは、船上に巻き揚げられた錨索についたゴミを取り除こうとして錨索に右手を触れたところ素早く取り除くことができず、右中指が手袋の先から本件ローラーと錨索の間に巻き込まれた。</p> <p>本船は、直ちに門前川の係留場所に帰港し、同乗者Aが、救急搬送され、右中指基節骨骨折と診断された。</p> <p>同乗者Aは、令和2年10月から、揚錨の際に、巻上機の起動及び錨索の整理などを手伝い、揚錨中、ときどき本件ローラーの巻き込み側の錨索に付いたゴミなどを、手袋をしたままで取り除いていたが、注意をしていれば本件ローラーと錨索の間に巻き込まれることはないと思っていた。</p> <p>同乗者Aは、本事故時、ゴミを取り除こうとした際、手間取ってしまい、手を離すタイミングが遅れたと思った。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>船長は、同乗者Aに、揚錨の手伝いを行わせてはならなかったと本事故後に思った。</p> |
| 分析 | <p>本船は、揚錨中、同乗者Aが、錨索に付いたゴミを取り除こうと手袋をして本件ローラーの巻き込み側の錨索に手を触れたことから、本件ローラーと錨索の間に右手を巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>同乗者Aは、注意をしていれば本件ローラーと錨索の間に巻き込まれることはないと思っていたことから、錨索に付いたゴミなどを取り除こうとしていたものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、揚錨中、同乗者Aが、錨索に付いたゴミを取り除こうと手袋をして本件ローラーの巻き込み側の索に手を触れたため、本件ローラーと錨索の間に右手を巻き込まれて負傷したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、機械に巻き込まれるなどの危険性のある作業を行わせないこと。 |